

## 第18章 定期報告

### 18.1 定期報告

#### 法律

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第三十八条で同様に規定

#### 政令

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、令第三十三条で同様に規定

### 解説

工事の実施の状況やその他主務省令で定める事項について、定期的な報告が必要です。

報告は、工事の規模が次の表の記載に該当する場合に必要となります。

表 18-1 定期報告を要する規模

工事種別	定期報告を要する規模
土地の 形質変更	①盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ②当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ④①又は③に該当しない盛土であつて、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの
土石の 堆積	①高さが5mを超える土石の堆積で、土地の面積が1,500m <sup>2</sup> を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が3,000m <sup>2</sup> を超えるもの

#### Point

- ・みなし許可⇒概要編 みなし許可
- ・定期報告が必要となる規模は、特定盛土等規制区域における許可の規模要件と同じです。

## 18.2 報告の頻度

### 省令

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

※特定盛土等規制区域については、省令第七十九条で同様に規定

### 解説

報告は、許可年月日から、3 か月ごとに行ってください。

なお、報告の期日は、民法第143条に規定する暦による期間の計算に基づいて行うことになりますので、報告期限を超過しないようにしてください。

#### Point

民法

(暦による期間の計算)

第一百四十三条 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

## 18.3 報告の方法・内容

### 省令

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、省令第七十八条で同様に規定

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

※特定盛土等規制区域については、省令第八十条で同様に規定

### 細則

(定期の報告)

第十一条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記様式第十三号）によらなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記様式第十四号）によらなければならない。

## 解説

報告は、定期報告書に工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して提出することで行います。報告書に記載する事項は、表 18-2、表 18-3 のとおりです。

### Point

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の定期報告書：⇒様式編 県様式

**表 18-2 土地の形質変更の定期報告の主な項目**

定期報告項目		報告対象	着眼点
省令 で 規定 する 項目	工事が施行される土地の所在地	共通	
	工事の許可年月日及び許可番号		
	前回の報告年月日(2回目以降の定期報告を行う場合に限り)		
	盛土工事	盛土又は切土の高さ	盛土又は切土の高さは、計画内容に応じ適切に施工されているか
	切土工事	盛土又は切土の面積	盛土又は切土の面積は、計画内容に応じ適切に施工されているか
		盛土又は切土の土量	盛土又は切土の土量は、計画内容に応じ適切に施工されているか
	擁壁 排水施設 その他の施設	工事の施工状況	擁壁、排水施設、その他の施設は、計画内容に応じ適切に施工されているか

**表 18-3 土石の堆積の定期報告の主な項目**

定期報告項目	判定方法
工事が施行される土地の所在地	資料による判定 写真による判定
工事の許可年月日及び許可番号	
前回の報告年月日(2回目以降の定期報告を行う場合に限り)	
報告の時点における堆積した土石の高さ	
報告の時点における堆積した土石の面積	
報告の時点における堆積されている土石の土量	
前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

**表 18-4 土石の堆積に係る定期報告における判断基準**

工程	項目	判断基準	把握方法	
			立入検査	報告の徴収
土石 の 堆積	地盤の勾配	10分の1	測量	断面図(運用時)
	地盤の処理	伐開除根及び除草、地盤改良等の措置は適切か	目視確認(地盤状況)	地盤状況書類(写真等)
	高さ	計画最大高さ(申請書類)	測量	断面図(運用時)
	空地	計画の空地幅(申請書類)	測量	平面図、断面図(運用時)
	土石の土質基準	計画材料	目視確認(材料)	受入管理書類
	排水工	計画種別・構造、位置	目視確認(排水工状況)	排水工状況(図面・写真等)
	土石の流出	計画配置(位置、延長等)	目視確認(施設配置)	施設状況書類(図面・写真等)
	防止措置	計画構造(高さ、規格等)	目視確認(施設構造)	施設状況書類(図面・写真等)
	柵等の措置	計画種別・構造、位置	目視確認(施設配置)	施設状況書類(図面・写真等)
			目視確認(施設配置)	施設状況書類(図面・写真等)
防災措置	計画種別(申請書類)	目視確認(防災措置の種別)	防災措置状況書類(図面・写真等)	
	施設構造・形状	計測確認(施設形状)		

Point

引用：表 18-4 盛土等防災マニュアルの解説(盛土防災研究会編集、初版) II P635